

日火連短信

令和元年12月26日第118号

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
〒106-0041 専務理事 大岩 伸夫
東京都港区麻布台 2-3-22(一乗寺ビル 3F)
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、火薬類取締法施行規則改正に関し下記の通知がありましたので、お知らせします。

今回の改正により、火薬庫に設置する警鳴装置のセンサは警備会社の赤外線感知式センサでも可となりました。

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

平素より、火薬類の保安行政に御理解、御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

今般、令和元年12月25日付けで火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令が公布・施行され、貯蔵の技術基準及び廃棄の技術基準の一部が性能規定化されました（別紙参照）。

また、これに伴い、火薬類施行規則関係例示基準を策定しましたので、通知いたします。

本件について、不明な点等がありましたら、以下のお問い合わせ先までお問い合わせくださいましたら幸いです。

経済産業省 産業保安グループ
鉾山・火薬類監理官付 火薬班
電話 03-3501-1870
Mail kayaku-anzen1@meti.go.jp

○経済産業省令第五十五号

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百四十九号）第十一条、第十二条、第十五条、第二十七条の二及び第三十五条の規定に基づき、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令を定める。

令和元年十二月二十三日

経済産業大臣臨時代理

国务大臣 西村 康稔

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令

火薬類取締法施行規則（昭和二十五年通商産業省令第八十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
-----	-----

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一・二 [略]

三 前条第一項の表（一）（イ）又は（五）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロケット発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイか

（火薬庫外においてする貯蔵の技術上の基準）

第十六条 法第十一条第二項の規定による火薬庫外においてする火薬類の貯蔵の技術上の基準は、第二十一条第一項第一号、第二号、第四号、第六号及び第十号から第十三号までの規定を準用するほか、次の各号に掲げるものとする。

一・二 [略]

三 前条第一項の表（一）（イ）又は（五）の規定により火薬類を建築物（坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。）に貯蔵する場合（ロケット発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。）には、次のイ

らへまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉として、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ・ニ [略]

ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

[削る]

へ [略]

三の二 前条第一項の表(一)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉として、盗難を防止するための措置を講

からトまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 建築物の入口の扉は、厚さ二ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の防火扉又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものとし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ハ・ニ [略]

ホ 建築物には、自動警報装置(装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあつ

ては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

へ 建築物に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ト [略]

三の二 前条第一項の表(一)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホからトまでの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。

イ [略]

ロ 入口の扉は、厚さ四・五ミリメートル以上の鉄板を使用した鉄製の内開きの防火扉

ずること。

ハ、ヘ [略]

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかわらず、次のイからホまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ロ、ハ [略]

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

[削る]

ホ [略]

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)

とし、錠(なんきん錠及びえび錠を除く。

)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ハ、ヘ [略]

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ロープ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかわらず、次のイからヘまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、錠を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

ロ、ハ [略]

ニ 設備には、自動警報装置(装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

ホ 設備に設置してある自動警報装置は、常にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ [略]

四の二 前条第一項の表(1)(ロ)及び(2)

）から（4）までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからホまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること

イ～ホ 〔略〕

五 〔略〕

（地上式一級火薬庫の位置、構造及び設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一～三 〔略〕

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である

）から（4）までの規定により火薬類を貯蔵する場合には、前号ロからへまでの規定によるほか、次のイからホまでに定めるところによること

イ～ホ 〔略〕

五 〔略〕

（地上式一級火薬庫の位置、構造および設備）

第二十四条 地上に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、次の各号の規定を守らなければならない。

一～三 〔略〕

四 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火

二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

五～十四 〔略〕

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

扉で厚さ三ミリメートル以上の鉄板とし、かつ、適当に補強し、内扉と外扉にはそれぞれ錠（外扉にあつては、なんきん錠およびえび錠を除く。）を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五～十四 〔略〕

十五 火薬庫は、その外部にできるだけ夜間点灯し、かつ、盗難防止のため天井裏または屋根に金網を張ること。

十六 火薬庫には、警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

(地中式一級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第七号及び第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一〜三 [略]

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、鉄扉を設け、盗難を防止するための措置を講ずること。

五〜八 [略]

(地中式一級火薬庫の位置、構造および設備)

第二十五条 地中に設置する一級火薬庫は、その位置、構造および設備について、第二十四条第七号および第十六号の規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一〜三 [略]

四 火薬庫の入口には、鉄扉を設け、火薬庫の入口および火薬庫に通ずるトンネルの入口にはそれぞれ錠(なんきん錠およびえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

五〜八 [略]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第四号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

[削る]

(二級火薬庫の位置、構造及び設備)

第二十六条 地上に設置する二級火薬庫は、その位置、構造及び設備について、第二十四条第一号、第五号、第七号、第九号、第十号及び第十四号から第十六号までの規定のほか、次の各号の規定を守らなければならない。

一 [略]

一の三 入口の扉は、二重扉とし、外扉は耐火扉で厚さ二ミリメートル以上の鉄板とし、内扉と外扉にはそれぞれ錠(外扉にあつては、なんきん錠及びえび錠を除く。)を使用する等の盗難防止の措置を講ずること。

一の三 [略]

一の四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄

は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、
廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生する
おそれのない方法により行わなければならない
い。

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

一の三 [略]

一の四 [略]

2 [略]

第六十七条 火薬類の廃棄については、次の各号

の規定を守らなければならない。

一 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発又は焼却す
ること。ただし、硝酸塩、過塩素酸塩等の水
溶性成分を主とする火薬又は爆薬（硝酸エス
テル又はニトロ基を三以上含むニトロ化合物

を含有するものを除く。）にあつては、安全
な水溶液とした後、多量の水中に流し、又は
地中に埋めることができる。

二 凍結したダイナマイトは、完全に融解した
後燃焼処理するか、又は五百グラム以下を順
次に爆発処理すること。

三 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を
掘つて入れ、工業雷管、電気雷管又は導火管
付き雷管を使用して爆発処理すること。

四 導火線は、燃焼処理によるか、又は湿潤状
態として分解処理すること。

五 導爆線及び制御発破用コードは、工業雷管
、電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆

2 ～ 7 [略]

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 [略]	1 [略]

[削る]

[削る]

[削る]

[削る]

2 ～ 7 [略]

別表第二（第四十四条第二項関係）

検査項目	完成検査の方法
1 [略]	1 [略]

九 第三号から前号までに掲げるもの以外の火工品（不発弾等を除く。）は、第三号から前号までの規定に準じて処理すること。

電気雷管又は導火管付き雷管を使用して爆発処理し、又は燃焼炉（燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

八 銃用雷管は、孔を掘つて入れ、工業雷管、

燃焼処理すること。

七 実包又は空包（以下この号において「実包等」という。）は、燃焼炉（燃焼中に実包等の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。）を使用して燃焼処理すること。

六 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は第三号本文に規定する方式により爆発処理し、導火管部は燃焼処理すること。

発処理すること。ただし、第二種導爆線又は制御発破用コードにあつては、少量づつ燃焼処理することができる。

2	地上式一級
	火薬庫の基準
	一〇三 〔略〕
	四 第二十四
	条第四号の
	火薬庫の入
	口の扉
	五〇十四 〔略〕

	一〇三 〔略〕
	四 火薬庫の入口の扉の設
	置の状況及び盗難を防止
	するための措置の状況を
	目視、図面又は巻尺そ
	他の測定器具を用いた
	測定等により検査する。
	五〇十四 〔略〕

2	地上式一級
	火薬庫の基準
	一〇三 〔略〕
	四 第二十四
	条第四号の
	火薬庫の入
	口の扉
	五〇十四 〔略〕

	一〇三 〔略〕
	四 火薬庫の入口の扉の構
	造、材質及び盗難防止の
	措置の状況を、目視及び
	図面により検査し、及び
	当該扉の厚さを、巻尺そ
	他の測定器具を用いた
	測定により検査する。
	五〇十四 〔略〕

3	〔略〕
	十五 第二十
	四条第十五
	号の盗難を
	防止するた
	めの措置
	十六 第二十
	四条第十六
	号の警鳴装
	置
	三 〔略〕

	十五 火薬庫の天井裏又は
	屋根の盗難を防止するた
	めの措置を、目視、図面
	等により検査する。
	十六 見張人を常時配置し
	ない火薬庫の警鳴装置の
	設置の状況を、目視又は
	図面により検査し、当該
	装置の機能を、作動試験
	又はその記録により検査
	する。
	三 〔略〕

3	〔略〕
	十五 第二十
	四条第十五
	号の点灯設
	備等
	十六 第二十
	四条第十六
	号の警鳴装
	置
	三 〔略〕

	十五 火薬庫の外部の点灯
	設備及び天井裏又は屋根
	の金網の有無を目視又は
	図面により検査する。
	十六 見張人を常時配置し
	ない火薬庫の警鳴装置の
	設置の状況を、目視によ
	り検査する。
	三 〔略〕

4 地中式一級

火薬庫の基準

一 四 [略]

」

五 第二十五

条第四号の

火薬庫の入

口及び火薬

庫に通ずる

トンネルの

入口の扉

一 四 [略]

五 火薬庫の入口及び火薬

庫に通ずるトンネルの入

口の扉の設置状況及び盗

難を防止するための措置

の状況を、目視、図面又

は巻尺その他の測定器具

を用いた測定等により検

査する。

4 地中式一級

火薬庫の基準

一 四 [略]

」

五 第二十五

条第四号の

火薬庫の入

口の扉

一 四 [略]

五 火薬庫の入口の扉の材

質及び盗難防止の措置の

状況を、目視及び図面に

より検査する。

六 八 [略]

」

5 [略]

6 地上式二級

火薬庫の基準

一 第二十六

条第一項に

おいて準用

する第二十

四条第一号

、第四号、

第五号、第

七号、第九

六 八 [略]

一 第二項第一号、第四号

、第五号、第七号、第九

号、第十号及び第十四号

から第十六号までに掲げ

る完成検査の方法により

検査を行う。

六 八 [略]

」

5 [略]

6 地上式二級

火薬庫の基準

一 第二十六

条第一項に

おいて準用

する第二十

四条第一号

、第五号、

第七号、第

九号、第十

六 八 [略]

一 第二項第一号、第五号

、第七号、第九号、第十

号及び第十四号から第十

六号までに掲げる完成検

査の方法により検査を行

う。

項目	号、第十号 及び第十四 号から第十 六号までに 掲げる検査
二	[略]
三	[削除]

項目	号及び第十 四号から第 十六号まで に掲げる検 査項目
二	[略]
三	[削除]

項目	号及び第十 四号から第 十六号まで に掲げる検 査項目
二	[略]
三	第二十六 条第一項第 一号の二の 火薬庫の入 口の扉

項目	号及び第十 四号から第 十六号まで に掲げる検 査項目
二	[略]
三	火薬庫の入口の扉の構造、材質及び盗難防止の措置の状況を、目視及び図面により検査し、及び当該扉の厚さを、巻尺その他の測定器具を用いた

項目	四 第二十六 条第一項第 一号の二の 火薬庫の小 屋組及び屋 根
五	五〽七 [略]
七	[略]
八	[略]

項目	四 [略]
五	五〽七 [略]

項目	四 第二十六 条第一項第 一号の三の 火薬庫の小 屋組及び屋 根
五	五〽七 [略]
七	[略]
八	[略]

項目	測定により検査する。
四	[略]
五	五〽七 [略]

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 [略]	1 [略]
2 地上式一級 火薬庫の基準	
一～三 [略]	一～三 [略]
四 第二十四 条第四号の 火薬庫の入 口の扉	四 火薬庫の入口の扉及び 盗難を防止するための措 置の維持管理状況を、目 視により検査する。

別表第四（第四十四条の五第二項関係）

検査項目	保安検査の方法
1 [略]	1 [略]
2 地上式一級 火薬庫の基準	
一～三 [略]	一～三 [略]
四 第二十四 条第四号の 火薬庫の入 口の扉	四 火薬庫の入口の扉の維 持管理状況を、目視によ り検査する。

五～十四 [略]
十五 第二十
四条第十五
号の盗難を
防止するた
めの措置

五～十四 [略]
十五 火薬庫の天井裏又は
屋根の盗難を防止するた
めの措置の維持管理状況
を、目視により検査す
る。

十六 第二十
四条第十六
号の警鳴装
置

十六 見張人を常時配置し
ない火薬庫の警鳴装置の
設置の状況を、目視によ
り検査し、当該装置の機
能を、作動試験又はその

五～十四 [略]
十五 第二十
四条第十五
号の点灯設
備等

五～十四 [略]
十五 火薬庫の外部の点灯
設備及び天井裏又は屋根
の維持管理状況を目視に
より検査する。

十六 第二十
四条第十六
号の警鳴装
置

十六 見張人を常時配置し
ない火薬庫の警鳴装置の
設置の状況を、目視によ
り検査する。

3	〔略〕
4	地中式一級 火薬庫の基準
一〇四	〔略〕
五	第二十五 条第四号の 火薬庫の入 口及び火薬 庫に通ずる トンネルの 入口の扉

	記録等により検査する。
一〇四	〔略〕
五	火薬庫の入口及び火薬 庫に通ずるトンネルの入 口の扉並びに火災及び盗 難を防止するための措置 の維持管理状況を、目視 により検査する。

3	〔略〕
4	地中式一級 火薬庫の基準
一〇四	〔略〕
五	第二十五 条第四号の 火薬庫の入 口の扉

一〇四	〔略〕
五	火薬庫の入口の扉の維 持管理状況を、目視によ り検査する。

六〇八	〔略〕
五	〔略〕
六	地上式二級 火薬庫の基準
一	第二十六 条第一項に おいて準用 する第二十 四条第一号 、第四号、 第五号、第 七号、第九

六〇八	〔略〕
一	第二項第一号、第四号 、第五号、第七号、第九 号、第十号及び第十四号 から第十六号までに掲げ る保安検査の方法により 検査を行う。

六〇八	〔略〕
五	〔略〕
六	地上式二級 火薬庫の基準
一	第二十六 条第一項に おいて準用 する第二十 四条第一号 、第五号、 第七号、第 九号、第十

六〇八	〔略〕
一	第二項第一号、第五号 、第七号、第九号、第十 号及び第十四号から第十 六号までに掲げる保安検 査の方法により検査を行 う。

号、第十号 及び第十四 号から第十 六号までに 掲げる検査 項目	二 [略]	二 [略]
	三 [削除]	三 [削除]

号及び第十 四号から第 十六号まで に掲げる検 査項目	二 [略]	二 [略]
	三 第二十六 条第二項第 一号の二の 火薬庫の入 口の扉	三 火薬庫の入口の扉の構 造、材質及び盗難防止の 措置の状況を、目視及び 図面により検査し、及び 当該扉の厚さを、巻尺そ の他の測定器具を用いた

四 第二十六 条第二項第 一号の二の 火薬庫の小 屋組及び屋 根	四 [略]	四 [略]
五〽七 [略]	五〽七 [略]	
七〽八 [略]		

四 第二十六 条第二項第 一号の三の 火薬庫の小 屋組及び屋 根	四 [略]	測定により検査する。
五〽七 [略]	五〽七 [略]	
七〽八 [略]		

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

経済産業省

20191203 保局第1号
令和元年12月23日

一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会会長 殿

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則関係例示基準の制定について（通知）

今般、火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。以下「規則」という。）を改正し、技術基準の一部を性能規定化しました。性能規定化された技術基準の適合性評価について、別添1及び別添2のとおり火薬類取締法施行規則関係例示基準を定めましたので通知します。

また、盗難防止設備基準及び移動式2級火薬庫の構造基準について（昭和52年11月11日52立局第591号）2. 盗難防止設備基準については、廃止しましたので、参考までにお知らせいたします。

経済産業省

20191203 保局第 1 号

令和元年 12 月 23 日

火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。）に係る性能規定化された技術基準の適合性評価にあたり、別添「火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）」のとおり、例示基準を定める。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

施行規則第16条第3号

三 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。以下この号において同じ。)に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、次のイからへまでに定めるところによること。

イ 建築物の構造は、鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得る構造とすること。

ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

ハ 建築物の屋根の外面は、金属板、スレート板、かわらその他の不燃性物質を使用し、かつ、天井裏又は屋根に盗難防止のための金網を張ること。ただし、建築物の屋根が鉄筋コンクリート造り、コンクリートブロック造り又はこれと同等程度に盗難及び火災を防ぎ得るものについては、この限りでない。

ニ 建築物の内面は、板張りとし、床面にはできるだけ鉄類を表わさないこと。

ホ 建築物には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ヘ 建築物には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第3号ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。

1. 扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.
 - 2 外扉の基準に適合し、厚さ2mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
2. 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

●施行規則第16条第3号ホに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは、次の基準によるものとする。

1. 施行規則第15条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を建築物(坑道その他建築物以外の施設を含む。)に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)**【施行規則第16条第3号】**、施行規則第15条第1項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合**【施行規則第16条第3号の2】**については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置(装置が作動した場合に当該建築物を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている建築物にあっては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

施行規則第16条第3号の2

- 三の二 前条第一項の表(1)(ハ)の規定により火薬類を建築物に貯蔵する場合には、前号ホ及びへの規定によるほか、次のイからへまでに定めるところによること。
- イ 建築物の構造は、幅、奥行き及び高さが二・三メートル以上の鉄筋コンクリート造りとし、厚さは十センチメートル以上とすること。
 - ロ 建築物の入口の扉は、鉄製の内開きの防火扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。
 - ハ 建築物内に爆薬を貯蔵する場合には、爆薬を収納する十分な強度を有する木箱(以下「収納箱」という。)を設置し、その中に爆薬を入れる個装容器を取り付け、収納箱と個装容器との間隔は、三十センチメートル以上とし、個装容器相互間の間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。
 - ニ 爆薬を入れる個装容器は、合成樹脂製の外筒と内筒からなり、外筒は、内筒が挿入できる径とし、内筒は、内径三十ミリメートル以下で爆薬を収納する部分と砂を充てんする部分とに分かれ、爆薬を収納する部分の前後には、厚さ十五センチメートル以上に砂を密に充てんすること。
 - ホ 個装容器一個に貯蔵できる爆薬は、百グラム以下とすること。
 - へ 建築物内に、工業雷管及び電気雷管を貯蔵する場合は、工業雷管及び電気雷管を収納する十分な強度を有する木箱(以下「雷管収納箱」という。)を設置し、その中に工業雷管及び電気雷管を入れる木製の貯蔵箱一個を取り付け、雷管収納箱と貯蔵箱との間隔は、十五センチメートル以上とし、空間には砂を密に充てんすること。

- 施行規則第16条第3号の2ロに規定する入口の扉の盗難を防止するための措置とは、次の基準によるものとする。
1. 扉は、厚さ4.5mm以上の鉄板を使用した扉とすること。
 2. 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠を設置すること。

施行規則第16条第4号

四 前条第一項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備(以下この号及び次号において「設備」という。)に収納して建築物に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰えん管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)には、第三号の規定にかかわらず、次のイからニまでに定めるところによること。

イ 設備の扉には、盗難を防止するための措置を講ずること。

ロ 設備は、容易に持ち運びできないこと。

ハ 設備の内面は、板張りとする。

ニ 設備には、盗難を防止するための自動警報装置を設置するとともに、定期的にその機能を点検し、作動するよう維持すること。

ホ 設備には、帳簿を備え、責任者を定めて、出納した火薬類の種類及び数量並びに出納の年月日並びに相手方の住所及び氏名をその都度明確に記録させること。

●施行規則第16条第4号イに規定する設備の扉の盗難を防止するための措置とは次の基準によることとする。

1. 設備の扉には、錠を使用すること。

●施行規則第16条第4号ニに規定する盗難を防止するための自動警報装置とは次の基準によることとする。

1. 施行規則第15条第1項の表(1)(イ)又は(5)の規定により火薬類を金属製のロッカーその他堅固な構造を有する設備に収納して建築物に貯蔵する場合(ローブ発射用ロケット、信号雷管、信号焰管、信号火せん及び煙火を貯蔵する場合を除く。)**【施行規則第16条第4号】**、施行規則第15条第1項の表(1)(ロ)及び(2)から(4)までの規定により火薬類を貯蔵する場合**【施行規則第16条第4号の2】**については、次の基準によること。

イ 設備の扉には、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵庫に用いる自動警報装置の基準に適合する自動警報装置(装置が作動した場合に当該設備を管理すべき者が警報を感知することが通常困難であると認められる場所に設置されている設備にあつては、警鳴装置に限る。)を設置すること。

施行規則第24条第4号

四 火薬庫の入口の扉は、外扉が耐火扉である二重扉とし、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第4号の火薬庫入口の扉の盗難を防止するための措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 内扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.

1. 1 内扉の基準に適合すること。

ロ 外扉は次の基準によること。

(1) 厚さ3mm以上の鉄板とすること。

(地上式二級火薬庫にあつては、厚さ2mm以上の鉄板とする。)

(2) 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3. 1.

2 外扉の基準に適合すること。

ハ 内扉及び外扉にはそれぞれ錠を使用すること。

ニ 外扉の錠は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項

3. 2 火薬庫に用いる錠の基準に適合すること。

施行規則第24条第15号

十五 火薬庫の天井裏又は屋根には、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第24条第15号の火薬庫の天井裏又は屋根に講ずる盗難防止の措置は、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.3 火薬庫の天井裏又は屋根に張る金網の基準に適合する金網を設置すること。

施行規則第24条第16号

十六 火薬庫には、盗難を防止するための警鳴装置を設置すること。ただし、見張所等を設置し、見張人を常時配置する場合には、この限りでない。

●施行規則第24条第16号に掲げる盗難を防止するための警鳴装置とは、次の基準によるものとする。

1. 地上式一級火薬庫【施行規則第24条】、地上覆土式一級火薬庫【施行規則第24条の2】、地中式一級火薬庫【施行規則第25条】、地下式一級火薬庫【施行規則第25条の2】、地上式二級火薬庫【施行規則第26条第1項】、地中式二級火薬庫【施行規則第26条第2項】、地上式三級火薬庫【施行規則第27条第1項】、地中式三級火薬庫【施行規則第27条第2項】、実包火薬庫【施行規則第27条の4】については、次の基準によること。

イ 日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.4 火薬庫及び庫外貯蔵所に用いる自動警報装置の基準に適合する警鳴装置を設置すること。

施行規則第25条第4号

四 火薬庫の入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入口には、盗難を防止するための措置を講ずること。

●施行規則第25条第4号に掲げる盗難防止の措置は、次の要件を満たすものとする。

1. 地中式1級火薬庫【第25条】、地下式1級火薬庫【第25条の2】については、次の基準によること。

イ 入口の扉は、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.1.2 外扉の基準に適合すること。

ロ 入口及び火薬庫に通ずるトンネルの入り口には、日本産業規格K4832(2018)火薬類の盗難防止設備の要求事項3.2 火薬庫に用いる錠の基準に適合する錠をそれぞれ設置すること。

経済産業省

20191203 保局第1号

令和元年12月23日

火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



火薬類取締法施行規則（昭和25年10月31日通商産業省令第88号。）に係る性能規定化された技術基準の適合性評価にあたり、別添「火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）」のとおり、例示基準を定める。

火薬類取締法施行規則関係例示基準（廃棄）

この火薬類取締法施行規則関係例示基準（以下「例示基準」という。）は、火薬類取締法施行規則（昭和 25 年 10 月 31 日通商産業省令第 88 号。以下「施行規則」という。）に定める技術的要件を満たす技術的内容をできるだけ具体的に示したものである。

なお、施行規則に定める技術的要件を満たすものと認められる技術的内容はこの例示基準に限定されるものではなく、省令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠があれば、省令に適合するものと判断するものである。

施行規則第67条

第六十七条 火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄は、廃棄しようとする火薬類の性状に応じて、廃棄作業を行う者及び周辺への危害が発生するおそれのない方法により行わなければならない。

- 施行規則第六十七条第一項に規定する火薬類（不発弾等を除く。）の廃棄の方法とは、次のいずれかの基準によること。
1. 火薬又は爆薬は、少量ずつ爆発処理又は燃焼処理すること。
 2. 水又は溶媒に可溶性の成分を主とする火薬又は爆薬は、安全な溶液として分解処理すること。
 3. 凍結したダイナマイトは、完全に融解した後燃焼処理するか、又は0.5kg以下を順次に爆発処理すること。
 4. 工業雷管、電気雷管又は信号雷管は、孔を掘って入れ、又は水中に入れ、爆発処理すること。
 5. 導火線は、燃焼処理又は湿潤状態として分解処理すること。
 6. 導爆線及び制御発破用コードは爆発処理又は、少量ずつ燃焼処理すること。
 7. 導火管付き雷管は、導火管部と雷管部とを切断し、雷管部は4.に規定する方式により爆発処理し、導火管部は爆発処理又は燃焼処理すること。
 8. 実包又は空包は、燃焼炉(燃焼中に実包又は空包の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。
 9. 銃用雷管は、孔を掘って入れ、爆発処理又は、燃焼炉(燃焼中に銃用雷管の全部又は一部が外部に飛散することを防ぐ構造及び材質であるものに限る。)を使用して燃焼処理すること。
 10. 4.から9.に掲げるもの以外の火工品は、4.から9.の基準に準じて処理すること。